

本会議から付託された議案 7 件を審査するため、令和元年 12 月 13 日に産業建設委員会を開催しました。

議案第 90 号 総社市赤米ヒカリノミ基金条例の制定について

～内容～

赤米伝統文化の保存、活用及び継承に要する経費に充てるため、基金を創設しようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、起立により採決を行ったところ、可否同数であり、委員長裁決により**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：子どもの交流について、どのような交流をしているのか。

答：赤米の伝統文化が残っている総社市、刈馬市、南種子町の 3 市町で、それぞれの地域の理解を深めるため子どもの交流をしている。

問：過去 4 回赤米フェスタを実施し、売上げは赤米ヒカリノミ基金へ寄附するということだったが、今回初めて基金条例を制定するのはなぜか。

答：今までは金額が少額であったため、任意の形での基金として保管していた。事業も軌道に乗り、金額も大きくなってきたため、正式に基金条例を制定しようとするものである。

問：入場料が 1 回目に比べて今年度は 3 倍になっている。当初から基金を運用しようと考えて入場料を値上げしたのか。

答：入場料の設定については、赤米フェスタが回を重ねてきて人気のある事業として定着したことなどから事務局で検討して 3 千円に設定した。

～討論～

反対討論：赤米自体は総社市の伝統文化ということで理解し、3 市町の交流についても賛同できるが、基金の運用についての答弁が納得できるものではなく、市民に対して説明できない。

議案第 91 号 総社市手数料条例の一部改正について

～内容～

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の改正に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画にほかの建築物に関する事項が記載されている場合における当該計画の認定の申請手数料の額等を定める必要があるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第 9 2 号 総社市下水道事業の設置等に関する条例の制定について

～内容～

公共下水道事業及び農業集落排水事業において地方公営企業法を適用し、下水道事業を設置するため、必要な事項を定めようとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：公共下水道事業と農業集落排水事業を企業会計にするために条例を制定するということか。

答：事業自体の実施については従前と変更ない。公営企業法の適用に当たり、2つの事業を1つの会計で運営することが認められていることから、下水道事業とし本条例を制定し、会計上の整理をするものである。

議案第 9 3 号 農業集落排水事業費特別会計条例及び総社市公共下水道事業費特別会計条例の廃止について

～内容～

総社市農業集落排水事業費特別会計及び総社市公共下水道事業費特別会計の廃止に伴い、条例を廃止しようとするもの

～結果～

質疑、討論もなく、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

議案第 9 4 号 総社市営斎場条例の一部改正について

～内容～

消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたこと等に伴い、斎場の使用料を改めるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：斎場使用料の値上げの要因は何か。

答：斎場は昭和61年度の供用開始から33年経過しており、火葬炉の改修等が必要になってきている。また今回消費税が引き上げられ、燃料代や修繕料も増大していくため、使用料を改正しようとするものである。

議案第 95 号 総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正について

～内容～

大谷廃棄物の閉山並びに消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたこと等に伴い、一般廃棄物の処理等に係る手数料を改めるため、関係条文の整備を行おうとするもの

～結果～

次のような審査の結果、全員一致で**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：し尿券について、この料金で事業はまかなえているのか。
答：し尿券は業者がくみ取りをして、アクアセンター吉備路まで搬入する収集運搬料金である。業者への委託料の不足分は市が負担している。

議案第 96 号 令和元年度総社市一般会計 補正予算（第 4 号）

～内容～

赤米ヒカリノミ基金積立金、防災重点ため池のハザードマップ作成委託料及び槇谷ダム施設整備事業負担金の増額が主なもの

～結果～

次のような審査の結果、本委員会の所管に属する部分は、起立により採決を行ったところ、可否同数であり、委員長裁決により**原案を可決**すべきであると決定

～質疑～

問：赤米ヒカリノミ基金への積み立てについて、357 万円を基金に積み立てるということだが、繰越分は全額積み立てるということか。
答：前年度からの繰越分 30 万円と今年度の赤米フェスタの寄附金分 327 万円の合計 357 万円を計上している。
問：防災重点ため池のハザードマップの作成について、市内には 211 箇所の防災重点ため池があるが、年間 10 箇所程度しかできないのか。
答：国の方針として、地域でワークショップ等を行って作成することになっており、この作業を行うと年間 10 箇所でも時間的には厳しいと認識している。危険度も考慮しながら、できるところから早急に作成したい。

～討論～

反対討論：赤米ヒカリノミ基金積立金について先ほどの議案第 90 号でも反対したが、今までの金額の繰越に比べて、高額な繰越となっており、それに対するお金の流れが市民に対して説明できない部分がある。